

## ○ 星薬科大学図書館運営委員会規程

(2024年2月7日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、星薬科大学図書館（以下「図書館」という。）規程第6条に基づき、星薬科大学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 委員会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 図書館長（以下「館長」という。）
- (2) 専門分野を考慮して、館長が指名する教員数名
- (3) 館長が推薦する教職員数名

### (委員長・副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、館長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、館長が指名する教員をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長が必要と認めた場合、委員以外の教職員に委員会への出席を求めることができる。

### (運営)

第4条 委員会の委員は、館長の推薦に基づき教授会の議を経て学長が委嘱する。

- 2 任期は2年とし、重任を妨げない。

### (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 図書館の管理、運営及び企画に関する事項
- (2) 図書館の予算及び決算に関する事項
- (3) 学術情報資料等の選択、収集及び発信に関する事項
- (4) その他館長の諮問した事項

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、図書館職員により行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。